

日本アプライド・セラピューティクス学会

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度規定

第1章

総則

第1条

日本アプライド・セラピューティクス学会（以下、本学会と略記）の科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度は、科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ（症例解析ワークショップ並びに文献評価、文献検索ワークショップ）における質の高い指導者の養成を目的とし、ひいては、エビデンスに基づいて患者個々に最適化した薬物治療を提供できる医療者を養成し、国民がより有効、安全かつ経済的な薬物治療を受けることに貢献することを目指す。

第2条

科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者

（以下、認定指導者と略記）として本学会が認定するのは以下の4つの能力である。

- （1）科学的・合理的な視点から薬物治療の妥当性が評価できる。
- （2）臨床医学文献を的確に検索、収集できる。
- （3）臨床医学文献の批判的評価ができる。
- （4）症例解析と文献評価のワークショップを企画し、薬剤師、医師、および学生を教育できる。

第3条

認定指導者には以下の事項の遂行が期待される。

- （1）本学会の主催する科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップの組織委員として企画運営にあたる。
- （2）本学会の会報『実践薬物治療』の「最近の注目する研究論文」欄に投稿する。
- （3）本学会の会誌『アプライド・セラピューティクス』に投稿する。

第2章

認定指導者の認定

第4条

認定指導者の認定を申請する者は、以下の要件をすべて満たすことを要する。

- （1）日本国の薬剤師免許または医師免許を有し、薬剤師または医師として優れた人格と見識を備えていること。業務経験は問わない。

(2) 申請時において本学会正会員であり、かつ会費を完納していること。

(3) 本学会の主催する症例解析ワークショップ、文献評価ワークショップのそれぞれに1回以上参加していること。

(4) 本学会の主催する症例解析ワークショップ、文献評価ワークショップのそれぞれにプリセプターとして1回以上参加していること。

なお、第4条(4)の各ワークショップにおいてプリセプターとして2回以上参加している場合は、うち1回を第4条(3)の当該ワークショップの参加に振り替えることができる。

また、各ワークショップにおける教材作成等の事前準備のみを行ったワークショップ組織委員として参加の場合、各ワークショップ組織委員参加2回を第4条(3)のワークショップ参加1回と振り替えることができる。

第5条

認定指導者の認定を申請する者は、以下の申請書類を添えて申請する。

- (1) 認定指導者認定申請書（別紙申請書式）。
- (2) 第4条3項を満たす参加証のコピー。
- (3) 第4条4項を満たす参加証のコピー。

第6条

認定指導者制度委員会により受験資格を有すると判断されたものは、認定指導者認定試験を受験することができる。試験の合否は、認定指導者制度委員会の審査を経て、理事会で認定される。

第7条

認定指導者として認定された者に対して、本学会は認定指導者の証書を授与する。

第8条

認定指導者の認定は5年毎に更新する。認定指導者の更新を申請する者は、以下の条件をすべて満たすことを要する。更新にあたっては、認定指導者制度委員会が適格性を審査する。

- (1) 過去5年間継続して本学会の会員であること。
- (2) 過去5年間に本学会の主催する科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップにプリセプターとして1回以上参加していること。
- (3) 再任のための試験に合格すること。

第3章

認定指導者認定試験

第9条

認定指導者認定試験は、症例解析および文献評価の試験問題（課題）に対する口頭試問形式の面接試験を実施し、認定指導者としての能力を評価する。試験実施の手続きは学会ホームページに告示する。

第4章

認定指導者制度委員会

第10条

認定指導者制度の運営、並びに認定指導者の認定審査のために、認定指導者の中から認定指導者制度委員会委員を若干名選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員長は委員の互選による選任する。

第11条

認定指導者制度委員会委員の任期は2年とし、再任を妨げない。任期中に委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて委員長が委員を推薦し、理事長が委嘱する。その場合、任期は前任者の残任期間とする。

第5章

認定の取消

第12条

認定された後、認定指導者としてふさわしくない行為があった場合、もしくは不適と認められた場合には、認定指導者制度委員会の審議を経て、理事会の議決によって認定を取り消すことができる。ただしこの場合、当該者に対し、弁明の機会が与えられなければならない。

(1) 日本国の薬剤師免許または医師免許を喪失、返上または剥奪されたときは、認定指導者の資格を喪失する。

(2) 本学会を退会した場合には、大会時点に於いて認定指導者の資格を喪失する。

(3) 認定指導者の認定を辞退したときは、その時点において認定を取り消す。

(4) 認定指導者の更新申請を行わなかったとき、または更新を認められなかったときは資格を喪失する。

第6章

認定指導者の認定に係わる暫定措置

第13条

本学会科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度の発足から2年間(3年度目の認定申請受付締切時までの期間)に限り、科学的・合理的に薬物治療を実践するためのワークショップ認定指導者制度における受験資格の暫定措置に関する細則に従って暫定措置を講ずる。

付則

本規則の改廃は、認定指導者制度委員会において発議し、理事会の審議を経て承認する。
本規則は平成26年10月1日より施行する。

平成26年8月3日 制定

平成30年7月29日 改訂